

第二十九回国会 衆議院 文教委員会議録 第三号

昭和三十三年六月二十四日(火曜日)

午後五時三十七分開議

出席委員

委員長 坂田道太君

理事 稲葉 修君

理事 白井 莊一君

理事 木村 武雄君

理事 永山 忠則君

理事 原田 憲君

理事 小牧 次生君

理事 櫻井 奎夫君

理事 辻原 弘市君

清瀬 一郎君

鈴木 正吉君

竹下 登君

谷川 和徳君

徳安 實藏君

濱野 清吉君

平井 義一君

八木 徹雄君

山本 勝市君

西村 力弥君

本島百合子君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官 (給与局長) 瀧本 忠男君

總理府事務官 (自治庁財政局長) 奥野 誠亮君

文部事務次官 高見 三郎君

文部事務官 (初等中等教育局長) 内藤馨三郎君

委員外の出席者

専門員 石井 勘君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○坂田委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。本日、

第一類第六号 文教委員会議録第三号 昭和三十三年六月二十四日

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の審査に關し、地方行政委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。当委員会とし、地方行政委員会と連合審査会を開会することに決し、期日を明二十五日午前十時より開会することに決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

なお連合審査会は午前中のみにとどめ、午後は委員会を開会いたしますので、御了承を願います。

○坂田委員長 次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑に入りま

す。通告順によりこれを許します。

○永山委員 大體本法案で問題点になつておりますのは、教職員に對し

て、旧來教職員の任務は無定量であるから、超勤手当は出さず、号俸の調整によつて、いわゆる特別調整によつて、超勤手当に見合うような工合に特別調整がしてある。従つて、校長の方もさういふように特別調整ができておるの

ら比べて適正でないのではないかと

点と、もしそうならやはり学校の先生

に對しても超勤手当を出さなければい

かぬといふことになる、この点に對し

て当局はどういうふうに考へておる

か。すなわち校長に管理職手当を今回

出すならば、従つて職員に對しても超

勤手当を出すという方針でいくのか、他

の教職員には超過勤務手当は出さぬ、

校長だけにやはり管理職手当を出すん

だ、こういう方針でいく、そういう方

針でいくならば、今度は他の公務員と

の均衡が果して正しいかどうかとい

う、この点が問題になつておるのだと

思ふのでありますが、この点について

の当局の所懐を明快にお示しを願ひたいと思ひます。

○内閣政府委員 御指摘のように管理職手当につきましても、経過的、沿革的に確かに御説のように超勤手当の振りかへによつた分がございま

す。この点は国家公務員についても同

様でございます。しかし管理職手当は、イコール超勤の振りかへではござ

いません。すでに国立の大学の学長、

学部長、病院長、研究所長等には管理

職手当が支給されておるわけであり

ます。御指摘のように超過勤務手当が

調整号俸で解決された上に、さらに学

長、学部長、病院長、研究所長には管

理職手当が支給されているわけであり

ますが、今回は高等学校以下の校長に

管理職手当を支給するわけであります。

そこでお尋ねの管理職手当の関係

は、そういう調整号俸があるために、

学長、学部長、病院長等の管理職手当

の率は、普通ですと一八%あるいは二

五%が適當でありますけれども、その

調整号俸が考慮されましたので、率が一

二%になつておるのでございます。

高等学校以下につきましても、率に七

%、こういう状況でございます。

○永山委員 調整号俸が十分でないか

ら、そこで管理職手当を出すのだとい

う意味にもとれるのでございしますが、

そうすると調整号俸を十分ににして管理

職手当を出さぬといふこととの関連は

どういふことになるのであるか、とい

ふことは、管理職手当を出す、調整号

俸が十分でないといふことなら、超勤

手当は他の職員にみな出してやるとい

ふ議論でなければ、これは首尾が一貫

せぬわけですから、そうすると調整号

俸は校長級には十分でできていないから

これは管理職手当を出す、職員の方

には調整号俸が十分でできていないから超勤

は出さぬでもいい、こういう工合にな

つていくかどうか、すなわち調整号

俸は下の方の職員の方は超勤を出さぬ

でもいい工合にできておる。ところが

大学の先生になると調整号俸が十分で

きていない、そこでこれは管理職手当

を出してやるといふような考へ方にも

聞けるのですが、そうならばどつちか

に思想を統一しなければならぬ。いわ

ゆる調整号俸が十分だから校長に管

理職手当を出す、そうすると他の職員

には同時に超勤手当を少くとも出すの

だといふ、どつちかに理論を統一しな

ければ、いろいろ誤解を受ける点がござ

いますので、この点を承わりたいの

であります。

○内閣政府委員 管理職手当は、管理

監督の地位にある者に支給するもので

ございしますので、超過勤務手当とは直

接関係ございません。先ほど来申しま

したように、沿革的に超勤の振りかえ

であつた、ですから教職員につきま

しては、超勤のかわりに調整号俸とい

ふ形でこの問題は解決済みなんであり

ます。にもかかわらず、学長、学部長、

病院長等に管理職手当を支給いたしま

したのは、これが純然たる管理監督の

地位にあるといふ職責にかんがみて出

したわけでありまして、私が申し上げ

したのは、率が一般の公務員が二五%

あるいは一八%という高率なのに比べ

て、学長、学部長の場合でも一二%

である、この低率なのは、そういう超勤

的な要素が調整号俸で解決済みにな

つておるので低率になつておる、こうい

ふ意味でございまして、この管理職手

当は教職員に關する限りは純然たる管

理監督の分に相當する分が支給され

るのであります。超勤とは関係ござい

ません。従つて校長に管理職手当を出

したからといって、教職員に超過勤務

手当を支給する理由にはならぬ

と思ひます。

○永山委員 そうすると、具体的に言

いますと、本省の課長及び局長は超勤

の調整号俸は全然ない、そこでパーセ

ンテージが上だといふように聞えるの

であります、そうすると、一方校長

さんは調整号俸があるからパーセンテージの低い七%をやっておるのだというように聞えるのです。調整号俸が超勤関係に十分見合っていない、そこでパーセンテージが低いというように言われるのでありますが、そうすると、七%にしたら、大体超勤関係の調整号俸と合せて本省の課長級と同じくらいであるかどうか、どういう計算でそういう七%というものが計数的に出てきたか。いわゆる特定郵便局の関係を持ち出されておりますけれども、それは別個の意味なんで、今局長の言われるのは、超勤の調整号俸との見合において七%だという計数を言われたとするならば、その計算の基準をどこに置いてそういうことになってきたのであるか。

○内藤政府委員 国立学校につきましては、すでに学長、学部長あるいは病院長等に二%という率を、これは人事院の方でおきめになっておりますので、私どもは高等学校以下の校長につきましても、一応二%で予算要求をして参ったわけでございますが、予算の折衝の過程におきまして二%の率は少し財政的にも負担がかかりまして、多少無理ではないかという点もございまして、七%に落ちついたわけであります。これは先ほども御指摘になりましたように、特定郵便局長、従来丁種と申しますか、丁種に相当するものが七%である、こういういきさつもございまして、七%にしたわけでございます。七%が果して適当かどうかというところになりますと、これはいろいろ議論があらうかと思ひますけれども、私も、私ども予算の財源の関係あるいは教職員に産業教育手当等を七%支給し

ておりました関係等を考慮いたしましたし、七%にきまつたわけでありまして。

○永山委員 そうすると、文部省の方としては七%では低い。二%の線まで持っていけば、超勤関係の調整号俸もあるから、それとあわせて大体他の公務員の管理職手当と見合う水準にいくというように考えられておるわけでございますか。

○内藤政府委員 この点は、私も一応予算要求といたしましては二%を要求いたしましたのは、今御指摘の通りでございます。しかし現実国立学校の学長、学部長の勤務の態様とか、高等学校以下の校長の勤務の態様等も勘案いたしまして、一方において財源の点も考慮されて、七%は決して理想的な率じゃございませんけれども、まあやむを得ないのではなからうかと存じておるのでございます。

○永山委員 そこで、今第二の問題になっておりますのは、大体超勤手当が調整号俸で校長の方へも出ているのだから、管理職手当はこれに見合うものがあるのだから、出す必要はないという考え方で旧来来ておったのだ。ところが唐突として、いや調整号俸はまだ十分でない。だからして他の公務員と比較して低いのだ。それで七%くらいにしたいは二%の管理職手当をせひ出したというのだというように考えられてきたというところは、最近に至つてどうも調整号俸も少しは、はつきり管理職の地位を確立しなければいかぬというところでの管理職手当を出すようにしたのだというように考えられるのです。が、思想的には、前から管理職手当は出すべきであつた、出すべきであつたのだが、経済的理由で出るのがおくれ

ておつたという考え方であるのか、まあ超勤の調整号俸で十分だと考えておつた。しかしどうしても管理職になつておる者に対しては手当を出して、その責任を明らかにする必要があるのだということで、中途そういう考えに変わったのであるかどうか、最初の文部省の気持ですね、その根本をお知らせ願ひたいのです。

○内藤政府委員 文部省といたしましては、従来教職員につきましては勤務の態様が複雑でなかなか把握しがた、こういう意味から、デスク・ワークの人と違ひまして、超勤を算出することも非常に困難でございます。こういうような事情から調整号俸でこの問題を解決したわけでございます。調整号俸で解決することは教職員一般でございまして、これは学長、学部長を含めての問題であります。しかしながら学長、学部長、校長等には、管理監督としての別の意味があるわけでございまして、その別の地位に対して、何らか管理監督の地位にある者に報いる。また新しい給与体系が、職務の性質と責任に基いて支給されるべきものでありますので、当然学長、学部長、校長等にも管理職手当を支給したいと念願いたしまして、自來文部省は予算要求をして参つたわけでございます。ところがいつも大蔵省に削られて、ようやく三十一年度に大学の学長、学部長、病院長、研究所長等が入つたわけでございまして、そのときも実は高等学校以下も要求いたしましたけれども、高等學校以下につきましては、特に地方財政にも大きな影響があるし、相当高額に上りますので、予算財源の関係でこれは落ちたわけでございます。そ

れを三十二年にも要求し、ようやく三十三年度に財源の見通しがついたので、管理職手当を高等学校以下の校長に支給したい、かように考えたわけでございます。

○永山委員 それじゃ予算要求はいろいろからおやりになつたんでございませうか。この校長の管理職手当を、大学の学長にしましても高等学校以下の校長にしましても、予算要求は超勤の調整号俸の問題の当時からずっと要求されておつたが、それは気持はあつたんだけれども、財政上の理由でやつてなかつたのだ。そこらあたり、大体要求はいつごろからおやりになつたか。

○内藤政府委員 これは国立大学の学長さんたちから強い御要望がございまして、私正確に記憶しておりませんけれども、昭和三十年前後かと存じております。

○永山委員 どうも国立大学の方は調整号俸の方がうまくいってない。むしろ小中学校の方は調整号俸が初任給のときから調整されておつて、これによつて漸次に昇給していく。従つて中学校及び小学校の校長さんは別に管理職手当を付加せぬでも、大体調整号俸で、本省の課長あるいはその他の管理職がもらつておるような金額に見合うぐらひは一応できておるのだけれども、大学の方はどうもそれがうまくできてないんだというふうな関係で、大学の方が強く要望したのではないか。だからして、大学の学長にやつたという性格と、今度大学にやつておるから同時に高等学校、中学校へやるのだというところは、多少ニュアンスが違うように言われておるのですけれども、その点はどうなんですか。大学の先生

の方は、小中学校、高等学校の先生のような、初任給のときから超勤を入れた調整号俸がずっとできておつて、一般職よりはいい俸給になつておるかどうか。これらの一つ情勢を知らしめてもらひたいのです。

○内藤政府委員 ただいまの調整号俸につきましては、これは高等学校以下の教職員も、大学の先生方も同様でございまして、この間には何ら差別はございません。

○永山委員 当局の方で最初から管理職手当というものは非常に要望しておつたんだ。たまたま大学の方からその申し出があつたので、それを契機として予算化するに至つたのであつて、いわゆる管理者の適正なる責任的地位の確立ということが時代的にも強く要望されておるので、これに相呼応してこのように進まれたのだというふうなお言葉のようでございますが、いろいろ具体的に、大学の先生等の俸給の関係が必ずしも期待されたような、超勤を入れた調整号俸が十分できてないというように言われておりますので、これらはまたあらためて資料を要求いたしまして、十分具体的に検討を続けてみたいと考えておるのでございます。

次に通勤手当の問題でございますけれども、あまり時間がおそくなりますので、きょうはこの程度で質問をやめさせていただきます。あと一つ時期を見まして質問させていただきます。思います。

○坂田委員長 きょうはこれにて散会し、次会は公報をもつて通知いたします。

午後六時一分散会